※　日本年金機構から旧国鉄の退職の年金又は障害の年金を受給していた方のうち、昭和３１年６月以前から国鉄に勤務していた方が死亡し、死亡した方により生計を維持されていた配偶者又は障害の子などがいるときは、その方に昭和３１年６月以前の期間分の遺族共済年金が支給されますので、請求書を郵送します。

※　死亡連絡をＦＡＸでされる方は、次の連絡票に必要事項を記入し、次のＦＡＸ番号あてに送信してください。

ＦＡＸ番号　０４５－２２２－９８９４

※　死亡した方により生計を維持されていた配偶者又は障害の子などがいないときは、日本鉄道共済組合での手続きはありませんので、連絡は不要です。

死亡連絡票

日本鉄道共済組合あて　　令和　　年　　月　　日

フリガナ

手続者氏名　　（続柄　　）

手続者住所　〒　　－

連絡先電話番号　　（　　）

年金者が死亡したので、連絡します。

１　死亡した者

フリガナ		生年月日	明・大・昭　　年　　月　　日
氏　　名		死亡した日	平・令　　年　　月　　日
基礎年金番号			

２　死亡した方の配偶者について

フリガナ	
氏　　名	

３　死亡した方の障害の子について

フリガナ	
氏　　名	

※　次の該当する方を〇で囲んでください

⑴　障害の子は独身ですか　　はい　・　いいえ　（配偶者がいる場合は請求できません）

⑵　死亡した方と同居していましたか　　はい　・　いいえ　（別居の方は請求できない場合があります）

⑶　障害基礎年金等を受給していますか　　はい　・　いいえ

⑷　障害の種類は何ですか　眼・聴覚・鼻腔機能・言語機能・肢体・精神・呼吸器・循環器・腎疾患・肝疾患・糖尿病・血液・造血器・その他（　　）